資料 1

卒業生各位

社団法人北海道柔道整復師会
会　長　沢　田　守

柔道整復師厚生大臣免許切り替えに係る指定講習会受講の確認について　（アンケート）

「柔道整復師法の一部を改正する法律」が昭和 63 年に公布され、これに基づき「柔道整復師法施行規則」（省令）が本年 4 月 1 日に施行されました。このことにより平成 5 年には厚生大臣指定免許の柔道整復師が誕生いたします。

卒業生の中で知事交付の柔道整復師免許を所有する者は、平成 4 年度までの 3 か年の間に財団法人柔道整復研修試験財団の主催する厚生大臣指定講習会を受講することによって、厚生大臣免許切り替えの道が開けております。また、この 3 か年内に受講されない場合、その後の切り替えのための講習会実施については現在のところ保証されていません。できるだけ、本年度中に受講していただきたいと思います。

つきましては、下記の実施要綱をご覧になり、勝手ながら 6 月 5 日までに貴殿の受講時期を、同封いたしました葉書にて学校まで御回答下さいますようお願いいたします。

記

実施要綱

実　施　年　度　平成 2 年度　平成 3 年度　平成 4 年度の 3 か年

本年度の実施時期　9 月より翌年 2 月まで

回数と講習時間　通算 10 回で 1 日（回）6 時間

総 受 講 時 間　60 時間

（※受講時間はその実施年度内で履修しなければなりません。年度をまたいで 60 時間を取得しても、終了証は　交付されません。）

講　習　会　場　現在は未定です。

講　習　料　60 時間で 4 万円程度になる予定です。

この事に関して不明な点は柔道整復師会事務局に電話でお問い合わせ下さい。